

川越市ときも見守りネットワーク協力事業者等の募集に関するQ & A

Q 1 対象者について

対象者は、高齢者、障害者、子どもに限られるのか。対象者が不明な場合はどうすれば良いのか。

A 1

本事業の対象者は、高齢者、障害者、子ども「等」です。主な対象者として、「高齢者、障害者、子ども」を掲げておりますが、これらのいずれでもない方も見守りの対象となります。対象者が不明な場合などにも、異変・異常を発見したときは、ご通報ください。

Q 2 通報の基準について

異常・異変の例は示されているが、どのような場合に通報すべきか具体的な基準や目安は示されないのか。

A 2

対象者の状況は、お一人お一人で異なるため、例えば「○日以上新聞がたまっている場合に通報してください」というような基準を設けることは困難と考えております。「いつもと違う」、「様子がおかしい」ということを発見した場合に通報してください。

Q 3 通報について

通報の際には何を伝えれば良いのか。

A 3

次の情報をお伝えください。

- ・「川越市ときも見守りネットワーク」の通報であること
- ・対象者の住所、氏名、電話番号

※対象者の住所、氏名、電話番号はわかる範囲でかまいませんが、これらがわからない場合には、対象者のお宅の場所、周辺が目印等を詳細にお伝えください。

- ・発見した異変・異常の内容

Q 4 通報について

通報先は、通報を「川越市ときも見守りネットワーク事業」の通報である
とすぐに認識してくれるのか。

A 4

市役所には、多くの、また様々なお電話をいただいております。

通報の際には、「川越市ときも見守りネットワーク事業」による通報である
ことをお伝えいただきますと、スムーズに受け付けることができます。

Q 5 市の対応について

土・日・休日及び時間外も安否確認を行うのか。

A 5

本事業では、安否が不明な方に対し、電話や訪問による安否確認を行います。
対象者がご健在のケースもあり得ますので、安否確認は対象者の日常生活のお邪魔にならないように行います。したがって、緊急の場合には、警察
又は消防へ通報してください。

また、土・日・休日及び時間外は、自宅にいる職員が市役所庁舎に出勤し
て安否確認の対応に当たること、及び市のシステムが稼働していない場合も
あることから、通報から対応までに時間を要します。緊急の場合には、警察
又は消防へ通報してください。

Q 6 個人情報保護法との関係について

要綱第6条第1項に個人情報保護法（個人情報の保護に関する法律）に従
うべきことが規定されているが、取り扱う個人情報が 5,000 人分以下の事業
者は個人情報保護法の適用を受けないのではないか。

A 6

平成 27 年に個人情報保護法が改正され（施行日未定）、5,000 人の要件は撤
廃されることとなっております。

また、法改正前であっても、個人の権利利益を保護するという法の趣旨を
ご理解いただき、個人情報の保護をお願いします。

Q 7 個人情報保護法との関係について

通報の際に対象者の住所や氏名などの個人情報を市に伝えることは、個人情報保護法（個人情報の保護に関する法律）に抵触しないのか。

A 7

本事業による通報を行う場合は、個人情報保護法第 23 条第 1 項第 2 号の「人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき」に該当するものと考えています。したがって、個人情報保護法に抵触するものではないと考えます。

Q 8 通報義務について

要綱第 7 条では、通報に関し一切の責任を負わないように見えるが、通報をしてもしなくても良いのか。

A 8

本事業は、人道的な見地から異変を感じた場合に通報をお願いするものです。本事業により、事業者の皆さまに通報義務などが生じるものではありませんが、すべての方が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、異変を感じた際には、通報にご協力ください。

Q 9 協力事業者等の登録について

協力事業者等として登録していない事業者等からの通報は受け付けないのか。

A 9

本事業は、多くの人が見守りを行うことにより、対象者の異変を早期に発見することを目的としていますので、協力事業者等として登録していない事業者等からの通報も受け付けます。

しかし、協力事業者等としてご登録いただいた事業者等については、川越市ときも見守りネットワーク協力事業者等名簿に登録し、名簿を市ホームページ等で公表します。市民の皆さまには、多くの事業者等から見守られているという安心につながるものと考えられますので、協力事業者等への登録、名簿への掲載にご協力ください。

Q 1 0 川越市ときも見守りネットワーク協力事業者等名簿への登録について
協力事業者等として登録していることを公表されたくない。

A 1 0

川越市ときも見守りネットワーク協力事業者等名簿での公表を希望されない事業者等は、登録の届出の際に、「市ホームページへの掲載」欄の「同意しない」にチェックをしてください。

しかし、協力事業者等としてご登録いただいた事業者等を市ホームページ等で公表することは、市民の皆さまにとって、多くの事業者等から見守られているという安心につながるものと考えられますので、名簿の公表にご理解賜りますようお願いします。